

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和7年11月20日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国 民 年 金 関 係** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500277 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500031 号

## 第1 結論

昭和 62 年＊月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成 4 年 3 月まで

私が 20 歳になったのを機に、祖母が A 納税組合を通して私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の支払を行っていた。母が付けていた家計簿に、私の国民年金保険料の支払金額が記載されているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳を契機に、祖母が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者自身は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の祖母は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者手帳記号番号（＊）を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番されており、当該基礎年金番号において、請求者が国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していた B 市、C 市及び D 市は、請求者の国民年

金に係る資料（届書の控え、受付処理簿、被保険者名簿等）を保有していない旨回答している上、B市は、A納税組合について確認できる資料がないと回答している。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを証明する資料として、請求期間当時、母親が付けていた家計簿（昭和62年分、昭和63年分及び平成元年分）を提出しているところ、当該家計簿において、昭和62年＊月から平成元年12月までの期間に、国民年金保険料の支出記録が27回分確認できるものの、昭和62年分の家計簿によると、請求者が20歳に達する前の昭和62年＊月から同年＊月までの期間においても、請求者が20歳になった同年＊月以降の期間と同様に、毎月1回一人分の国民年金保険料の支出記録が確認できる上、家計簿に記載されている国民年金保険料が具体的に誰の分であるかの記載がないことから、当該国民年金保険料が請求者分であることを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500253 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500079 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

国の記録では、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 61 年 4 月 1 日となっている。私は、昭和 59 年 3 月に専門学校を卒業した後、同年 4 月 1 日に同事業所に入社し、請求期間当時も正社員として勤務していた。

年金手帳の厚生年金保険欄にある「はじめて被保険者となった日」には、「59. 4. 1」と押印されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が卒業した専門学校の回答及び請求期間に A 事業所で厚生年金保険の加入記録がある元同僚の回答並びに請求期間当時に請求者と同居していたとする姉の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は請求期間当時に同事業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、i) オンライン記録によると、A 事業所は平成 9 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は亡くなっていること、ii) A 事業所の社会保険事務を担当していた労務管理事務所の事業主は、同事業所に係る資料は保有していない旨陳述していること、iii) 請求者の A 事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、同事業所に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者から提出された年金手帳において、請求者の厚生年金保険のはじめて被保険者となった日が昭和 59 年 4 月 1 日と記載されているところ、日本年金機構は、年金手帳の資格

取得年月日が厚生年金保険記号番号払出簿及びA事業所に係る事業所別被保険者名簿と異なる日付で記載されている経緯は不明である旨回答している。

また、上記厚生年金保険記号番号払出簿及びA事業所に係る事業所別被保険者名簿において確認できる請求者の資格取得年月日はいずれも昭和61年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。